

# 特集 国際関係法研究動向レビュー

## 序 文

54 巻 5 号 (2003 年), 57 巻 1 号 (2005 年) に引き続いて, 3 度目の国際関係法研究動向レビュー論文特集である。特集のねらいは前回, 前々回の特集とほぼ同様である。すなわち, 「人々の予想を越えた事態が頻発し, 人々がこれまで社会で生起する問題を認識し, 理解し, 解決するために用いてきた枠組みの有用性がゆらいでいる時代こそ, 社会科学の基本に立ち返って, 先人の優れた業績を取り上げ, それを熟読玩味して, そこからさらに新たな地平を切り拓くことが必要なのである。」との認識 (本誌 54 巻 5 号 (2003 年) 1 頁) は今日もなお妥当する。刻々と変化する国際情勢の下で, 国際社会を支えてきた基本的な規範の枠組みを根底から揺るがす様々な現象が生起している。

われわれは, ともすればめまぐるしいまでの変化に目を奪われ, それをフォローすることに終始して, それらの変化の持つ意味を掘り下げて考え, 単なる一過性の現象と国際社会の構造を根底から変える可能性を持つ現象を見分けることができない。このような時代だからこそ, 同時代の現象について, 透徹した論理と綿密な実証に基づいて洞察した優れた内外の研究を取り上げて, それらを深く研究し, その批判的検討の上に立って新たな国際関係法の地平を拓くことが強く求められている。以上の問題意識から, 3 度目の本特集を企画した。幸いに, 新進気鋭の研究者から寄せられた 2 本の論文を収録することができた。

**山内論文**は, マネーロンダリング犯罪規制をめぐる研究動向をレビューし, これを「国際経済犯罪の行政化」という新たな枠組でとらえることを提案する。山内によれば, 伝統的な国際刑事法は領域性原理に立脚し, 国内刑法の地理的適用範囲を領域主権の及ぶ範囲に限定することを通じて, 各国刑法相互間の抵触と競合の回避を図る一方で, 一定の国際性を有する犯罪について, 二国間条約や国際礼譲を通じた司法共助その他の国際協力を通じた取締りを行ってきた。しかし, マネーロンダリング犯罪に代表される近年の国際経済犯罪の取締りは, 伝統的な国際刑事法の枠組ではとらえきれない要素を含んでいる。第一に, 取締りのための規範は各国の刑事司法当局の代表が集う国際的なフォーラムで法的拘束力を持たない勧告として策定され, それを各国の当局が国内法を通じて執行することで実施される。この結果, 国際法と国内法の厳格な区分により国内において担保されていた説明責任が機能しなくなる。これは規制を国内的に完結させることができなくなっている

ことの裏返しであり、規制の国内的完結を原則とする領域性原理に立脚した国際刑事法に大幅な修正を迫る。第二に、マネーロンダリング規制は先進国、特に米国のイニシアティブで進められ、その過程で途上国の意向や利害は十分考慮されていない。これは国際法の基本原則である主権平等原則を根本から揺るがす。第三に、マネーロンダリング規制においては政府と並んで金融機関が重要な役割を果たすが、伝統的な国際刑事法はこれを説明できない。第四に、マネーロンダリング犯罪の主体である犯罪組織を法適用の客体としてとらえ、例えば個人と同列に扱うことは現実適合性を欠く。

マネーロンダリング犯罪の特性に由来するこれらの特性を踏まえて、この種の犯罪を取り締まるための国際的な枠組をよりの確に把握するための枠組が模索される。山内が丹念な実証を通じてそこに見出すのは、先進国を中心とした国際組織の主導によってマネーロンダリング規制が構築され、各国の行政組織と金融機関の密接な連携を通じて規制が実現するという姿（行政的統治としてのマネーロンダリング規制）である。これを理論的に定位するため、グローバル行政法の理論、官民パートナーシップ論、政府・私人間混合行政論などの最新の理論が参照され、批判的に吟味される。そして、国際法と国内法の交錯関係の精確な把握と行為主体の理論的的定位について、更なる理論的検討が要請されることを指摘して論文が結ばれている。

山内論文は、マネーロンダリング犯罪という現象の実態に肉薄し、その新規性を的確に把握することで、従来の国際刑事法の理論枠組の限界を明らかにし、これに代わる新たな理論枠組を構築する必要性を説得的に示すことに成功している。先行研究に丹念に当たり、新たな理論枠組の方向性を明らかにするとともに、今後の検討課題を明示した。レビュー論文にふさわしい力作である。

**坂巻論文**は、国家免除（state immunity）の領域で最近盛んに論じられるようになった、国家による重大な人権侵害行為に対して国家免除が付与されるべきかどうかという論点を取り上げる。そして、国家免除が付与されるべきとする主張（国家免除肯定論）と付与されるべきでないとする主張（国家免除否定論）について、その理論構成・根拠を克明に検討する。

最初に国家免除肯定論が取り上げられる。国家免除肯定論は、国家免除において次第に有力となってきた制限免除主義の立場に立脚する。国家の業務管理行為以外の行為を主権的行為と位置づけ、後者について国家免除を肯定する主張である。この主張の根拠、そしてこの主張に対する国家免除否定論からの反論が批判的に吟味される。

続いて、坂巻論文は国家免除否定論を取り上げる。坂巻は国家免除否定論を、その理論構成と根拠に着目して以下の4つに分類し、それぞれについて克明な批判的検討を加える。第一に、現行の国家免除に関する国際法規則の下で免除が否定されるとの主張である。こ

の主張はその根拠に着目してさらに以下の2つに分類される。すなわち、(人権保障義務という) 強行規範の違反は非主権的行為であるから、法廷地国は免除を否定しうるとする主張(非主権的行為アプローチ)と、強行規範等の違反に基づく訴えについては、当該規範の性質から国家免除を放棄することへの同意が推定されるため、法廷地国は免除を否定しうるとする主張(黙示の放棄アプローチ)である。第二に、慣習国際法上、国家は基本的人権を侵害する行為について免除を享受しないことが確立しているとする主張である(慣習法上の例外アプローチ)。第三に、強行規範違反行為に対して国家免除を付与することは当該強行規範に抵触するため無効であり、免除は否定されうるとする主張である(強行規範無効アプローチ)。第四に、国際法体系の目的および価値に従って国家免除法理を体系的かつ整合的に解釈すれば、国際法違反を構成する人権侵害行為に対しては国家免除が付与されないとする主張である(体系的解釈アプローチ)。

坂巻は、これらの各々について、この主張を支持する見解とその根拠、これに対する反論とその根拠を上げ、克明に吟味する。その姿勢はあくまでも禁欲的であり、安易にいずれかの主張に与して他を排斥するという途は選択されない。分析の総括として、重大な人権侵害行為に対する国家免除の可否をめぐる学説の相違が何に起因しているかが検討される。坂巻によれば、学説の相違を生ぜしめているのは以下の4つの論点をめぐる評価の対立である。すなわち、第一に、国家による人権侵害行為に対する救済フォーラムとして他国の国内裁判所が適切かどうかをめぐる価値判断、第二に、強行規範・人権法違反との関係で国家免除制度の効力をどこまで認めるか、第三に、人権侵害を禁止する強行規範が国家免除を無効とする効果を持つかどうか、第四に、国際法規範の体系的解釈を認めるかどうか。そして、これらの論点に即して対立する学説の適否が再度吟味される。坂巻の結論は、現時点においては、国家免除否定論の採用するいずれの論理構成も説得力を欠くというものである。しかし、そのことは国家免除肯定論への支持を意味しない。ここにおいて初めて坂巻の拠って立つ立場が明らかにされる。それは、国際法上の概念として確立しかつ実行の蓄積ある国家免除に関する国際法規則に基づいて国家免除否定論を構築するというものである。さしあたっての提案として、2つの方策が示唆される。第一に、国際法違反を構成する人権侵害行為を国家免除原則の射程外に置くという方策、第二に、重大な人権侵害行為を国内法上の不法行為と構成するという方策である。これらがどこまで国際法上の概念として確立しており、また実行の蓄積ある国際法規則によって裏付けられるかを明らかにすることが今後の課題となる。

坂巻論文は、国家による重大な人権侵害行為に対する国家免除の可否という新しい、かつきわめて論争的なテーマを取り上げ、学説を網羅的に分類・整理したうえで批判的に吟味した。その結論はきわめて謙抑的である。しかし、そこで示された視角に拠りながら国

特集 国際関係法研究動向レビュー

家実行を詳細に検討するという今後の課題が明らかにされた。レビュー論文にふさわしい結びといえる。

編集責任者 中 川 淳 司